

1 開催概要

(1) 開催日時

令和8年8月27日（木） 15:00～16:15

(2) 開催場所

WEB 会議

(3) 出席者（五十音順・敬称略）

- ・ 井上 大輔
（広島市祇園・長束地域包括支援センター センター長）
- ・ 植重 正美
（東区厚生部 部長）
- ・ 門田 博史
（公益社団法人広島県社会福祉士会 社会福祉士）
- ・ 衣川 友紀子
（広島市安芸区障害者基幹相談支援センター 相談支援専門員）
- ・ 坂原 立朗
（広島司法書士会 副会長）
- ・ 神野 礼斉
（広島大学大学院人間社会科学研究科 教授）
- ・ 田口 尚美
（東区厚生部地域支えあい課 地域支援担当課長）
- ・ 手島 洋
（県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科人間福祉学コース 講師）
- ・ 松本 亮
（広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員）

(4) オブザーバー（敬称略）

- ・ 佐藤 隆太
（広島家庭裁判所家事部第一審判係 主任書記官）

(5) 事務局

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〃 障害福祉部障害福祉課

〃 障害福祉部障害自立支援課

〃 障害福祉部精神保健福祉課

広島市成年後見利用促進センター（以下「センター」という。）

(6) 傍聴人

1名

2 会議録

【議題(1)】令和7年度第2回地域連携ネットワーク推進会議における主な意見等への対応について
資料1を用いて事務局から説明した。

松本構成員

受任者調整の実施方法について検討していきたいと記載されているが、具体的な開始時期は考えているのか。

事務局

国から受任者調整に関する手引の策定期間が示されておらず、具体的な開始時期については未定だが、手引が策定され次第、その内容を踏まえて速やかに検討を始め、結論を出したいと考えている。

坂原構成員

専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任基準について、前回、受任基準を少しでも緩め、市民後見人がしっかり活躍できる場を考えてほしいということでこの提案をさせていただいたが、市としては、現在活躍されている市民後見人の人数を踏まえ、どのように拡大していくつもりなのか。

事務局

市民後見人の活動状況等については、報告事項の中で説明させていただくが、受任基準については、他都市との比較をした上で、市としての方向性を検討する必要があると考えている。

検討事項としては、おそらく広島市独自で求めているものを緩めるかどうかという点になるが、委員の皆様のご意見を踏まえつつ、国から示される市民後見人に対する支援体制等の好事例や第三期成年後見制度利用促進基本計画等も参考にしながら、検討していきたいと考えている。

坂原構成員

受任基準の緩和など市民後見人が活躍できる場や体制を検討することで、その前段階の養成研修についても、活躍の場につなげるために必要な内容の見直しを図ることができると思うので、他都市との比較だけでなく、広島市として市民後見人の活躍の場を今後どのように確保していくかという視点も踏まえ、御検討いただきたい。

また、松本委員の質問への回答で、国の手引が出てから検討するということだが、そもそも国の手引を待つ必要はあるのか。第二期計画までの国の動向を踏まえると、国が大まかな方向性を示し、具体的な方法等については自治体が決めていくことになると思うので、先行して検討を開始してもよいのではないかと。

事務局

国のガイドラインは今後の取組全体の方向性を示すものと考えているため、市として先行して検討を進めつつ、国の手引が示された際にはその内容も反映させていきたいと考えている。具体的なスケジュールについては、国の動向等を踏まえて検討していく。

門田構成員

今年の4月から広島市において、成年後見等報酬助成事業を利用する専門職後見人に対して、市民後見人を育成するために、複数後見の検討をお願いするチラシを配布していると思うが、問合せ等はあったのか。

事務局

チラシの配布を開始して間もないこともあり、問合せ等は来ていない。引き続き、センターの方で広報・周知活動に力を入れていきたいと考えている。

門田構成員

広島県社会福祉士会においては、8月の全体会議の際に、会員に対してチラシの案内をさせて

いただいた。成果は出ていないが、引き続き周知のほうはしていきたいと考えている。

井上構成員

専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任基準について、現場レベルでの認識としては、医療同意に協力可能な親族がいる場合、その親族が本人の支援を行うことで成年後見制度につながらないケースが見受けられる印象があり、医療同意は必要ないというのが率直な感想である。

坂原構成員

後見人に医療同意権はなく、病院側も親族がいない場合は必須としていないため、要件として不要ではないか。

門田構成員

同じ意見になるが、私もなくてもよいと考える。実務経験上、医療同意が協力可能な親族がないケースの方が多く、現在は病院もそのケースに合わせた対応をするからである。

手島構成員

医療同意が基準項目に設定された経緯や趣旨を改めて確認した方が良いのではないか。

事務局

受任基準については、当初検討した時点において、市民後見人が対応可能な範囲を考慮して決められたものとなっている。

現在は病院の対応も変わってきているが、当時は病院から後見人に対して医療同意に係る対応を強く求められるケースがあり、市民後見人が受任した際に、対応に迷ったり、負担に感じたりする可能性があるのではないかという懸念があったため、できれば親族の方など、協力していただける方がいる方が望ましいと考えていた。また、仮に協力できる親族等がいない場合であっても、御本人の意向や希望が把握できていることは重要であると考え、当該項目を受任基準の中に盛り込んだという経緯がある。

ただ、当初からこの受任基準について全く見直しを行わないというものではないため、運用状況を踏まえて、必要な検討は行っていくものと考えている。

また、市民後見人との複数後見については、元々市民後見人の育成を目的として検討されており、その先に市民後見人の単独受任や受任者数の増加というものがある。そのため、複数後見していただく専門職後見人の方への負担が現在大きくなっている。受任基準の見直しについては、これまでに委員の皆様から頂いた様々な御意見や他都市の状況、また実際に単独受任している市民後見人やバンク登録者の意見等も考慮しつつ、検討していくことが大切ではないかと考えている。

手島構成員

そうであれば、医療同意等について、実際に病院から求められる対応の範囲と、市民後見人の負担との兼ね合いではないか。

または、専門職による市民後見人の支援体制が十分であれば、医療同意等に関して相談を受けながら対応できると思われるため、その体制を構築することが基準緩和に当たっての条件になるのではないか。

坂原構成員

支援体制としてどの点が足りていないとされているのか。

手島構成員

個人的な考えになるかもしれないが、私は専門職後見人と市民後見人を同列には考えていない。

同じ後見人であれば、同じ内容の業務を行うべきという考えもあるかもしれないが、市民後見人は、必要な知識を最低限学んだだけであり、専門的な知識を十分に備えているとは限らない。

それ以上に、市民後見人は、同じ地域の住民として、被後見人と同じ立場で業務を実施できることが強みであるため、その強みをいかせるようなケースを担当するものだと思っている。

市民後見人の活躍の場が少ないことを理由に、市民後見人が受任できる案件の幅を広げようという考えは、市民後見人の強みを生かそうとする考えとは少し方向性が異なるように感じる。

現在は、判断能力が低下した難しいケースについて、成年後見を利用されることが多いため、今般の制度改正により、更に制度利用しやすくなることで、市民後見人が担えるようなケースが増えてくるのではないかと期待している。

そのため、主に専門職が後見人を担うべきケースが多い現状では、そのケースを市民後見人に引き継ぐのは、難しいのではないかと考えている。

松本構成員

必ずしも受任基準が原因で市民後見人の活躍の場が広がっていないということではないと思う。今回、市が調査した政令指定都市の市民後見人がどういうケースを受任しているのか参考にしてはどうか。私は、受任基準そのものよりも、市民後見人の選任につながる仕組みが限定的であることが要因ではないかと感じる。

また、市民後見人を経験できていないバンク登録者が増えていくから、受任件数を増やす必要があるという発想ではなく、専門職が受任すべき案件と市民後見人が受任すべき案件があり、後者を市民後見人の受任へ適切につなげていくという発想が重要ではないか。

私の経験上、専門職が対応すべき法的紛争や遺産分割などが終わった後は、被後見人に対して寄り添っていくことが主な業務になってくる。専門職後見人は、毎月面会することが難しい場合もあるため、身近にいる市民後見人が寄り添って、後見業務を行う方が被後見人にとってもメリットがあると思う。そうした案件を、市民後見人が受任するという発想に切り替えた方が良いのではないか。

井上構成員

市民後見人の受任の流れについて、改めて教えていただきたい。

事務局

広島市の場合は、専門職又は市社会福祉協議会の法人後見との複数後見からスタートするという形になっている。

成年後見人等の選任に係る最初の申立てと同時に市民後見人を選任するわけではなく、既に専門職後見人又は市社会福祉協議会が受任をしており、後見事務が比較的落ちついているケースについて、市民後見人を追加選任している。

そのため、専門職後見人との複数後見を開始する際の基本的な流れとしては、市民後見人と複数後見が可能であるケースについて、まず家庭裁判所へ打診していただき、市民後見人の追加選任が認められれば、広島市成年後見利用促進センターへ複数後見の依頼をしていただく。その後、センターの方で、広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会において、受任の可否等について意見を伺い、その結果を専門職後見人へ回答する。受任が認められ、市民後見人候補者が推薦されれば、専門職後見人は家庭裁判所へ追加選任の申立てを行い、市民後見人が追加選任されると複数後見が開始するという流れになる。

井上構成員

後見事務が比較的落ちついているケースについては、家庭裁判所の方が抽出するのか。

事務局

家庭裁判所が抽出するのではなく、専門職後見人又は市社会福祉協議会が抽出し、家庭裁判所へ打診するようになる。

井上構成員

市社協からの依頼より、専門職からの依頼が少ないため、複数後見の検討をお願いするチラシの配布を開始したのだろうか。具体的な依頼件数はどのくらいなのか。

事務局

御認識のとおりである。市社協の法人後見については、市民後見人と複数後見できる案件かどうか被後見人の状況等を踏まえつつ、検討するようにしている。

専門職後見人との複数後見に係る件数については、1件となっている。

事務局

政令指定都市ごとで、市民後見人の選任に係るスキームは異なっており、受任件数の多寡は、受任基準だけではなく、様々な要因が影響していると思われる。

一方で、受任基準については、現場の実態等を踏まえた必要性や、市民後見人の活用が望ましい案件に適切につなげていくという視点も含めて、検討する必要があると考えている。

引き続き、検討させていただく上で、現場の御意見等について御教示いただきたいと考えている。

【報告(1)】 広島市成年後見利用促進センターの運営状況について

【報告(2)】 広島市市民後見人養成事業の実施状況について

【報告(3)】 第10期広島市高齢者施策推進プラン（広島市成年後見制度利用促進基本計画）の策定について

【報告(4)】 社会福祉法の改正（成年後見関係）について

資料2から資料5を用いて事務局から説明。